4　登録品種の名称　GENIE
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Vance Hooper
6 Mahoetahi Road RD42 Waitara 4382, New Zealand
7　出願公表の年月日　平成23年4月5日

1　品種登録の番号　第25557号
2　品種登録の年月日　平成28年11月22日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Magnolia x soulangeana Soul.-Bod.
4　登録品種の名称　CLEO
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Vance Hooper
6 Mahoetahi Road RD42 Waitara 4382, New Zealand
7　出願公表の年月日　平成26年7月14日

1　品種登録の番号　第25558号
2　品種登録の年月日　平成28年11月22日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Phalaenopsis Blume
4　登録品種の名称　ゴールデンアポロン
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社森田洋蘭園
埼玉県川越市大字南田島999番地
7　出願公表の年月日　平成27年9月10日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市厳木町鳥越字柿林八〇九の四、八〇九の九、八〇九の一〇、八〇九の一三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市相知町楠字大原七九三の二、八〇八、八一三、八三二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市相知町伊岐佐字塩木甲三三六の七二、甲三三六の七七
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　三重県伊勢市勢田町字永代山七一五の七、七一五の八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び伊勢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　山形県尾花沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を山形県庁及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県真庭市蒜山下長田字サカツキ五四の二九・五四の四三から五四の四六まで（以上五筆国有林）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千三百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県苫田郡鏡野町羽出字細越一七〇三の二五
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県益田市美都町山本イ二三四二の一一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十一月二十二日

農林水産大臣　山本　有二